

サラ金・多重債務の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
内閣総理大臣認定 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者支援 群馬ひまわりの会	0277-55-1400	〒376-0011 桐生市相生町 3-120-6
<p>(概要)</p> <p>ひまわりの会では、面談でクレサラ・生活再建問題のご相談をお受けしています。 ご相談は、お電話でご予約ください。 TEL.0277-55-1400 (予約受付時間：月～金 13時～17時) 【来所相談日】金曜日19:00～21:00 なお、電話においても、簡単な相談には応じますが、関係窓口や問題解決の方向性を示すのみで、実際に問題が解決するような助言はできない場合が数多くあります。あらかじめ、ご了承ください。</p>		
日本貸金業協会 貸金業相談・紛 争解決センター	0570-051-051 (ナビダイヤル) 03-5739-3861 (直通電話) 03-5739-3024 (FAX)	〒108-0074 東京都港区 高輪3-19-15 二葉高輪ビル2階
<p>(相談概要)</p> <p>貸金業務に関連する借入れや返済のご相談、多重債務者救済の一環としての貸付自粛制度の受付、貸金業者の業務に対する苦情や紛争解決窓口として、日本貸金業協会が運営しています。 特に多重債務問題については、債務の原因として失業や生活費の補てん、ギャンブル・遊興費等さまざまなものがありますが、相談者の状況に応じ、債務整理の方法等についての助言や情報を提供したり、再発防止を目的としたカウンセリングや家計管理の実行支援を行っております。 ご相談や苦情の申立て、貸付自粛制度の利用については、手数料等の費用はかかりません。 電話受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日 12/29～1/4を除く) 来所受付時間 9:30～17:00 (土・日・祝日 12/29～1/4を除く) ※電話にて事前に来訪日時をご予約願います。</p>		
日本貸金業協会 群馬県支部	027-260-8582	〒371-0024 前橋市表町2-18-19 ケヤキテラス1階
<p>(概要)</p> <p>協会支部へのご来訪を希望される方は、あらかじめ当該支部にご連絡くださいますようお願い致します。</p>		

サラ金・多重債務の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 日本クレジットカ ウンセリング協会	0570-031640 (多重債務ほっとラ イン・全国共通番)	(東京本部) 〒160-0022 東京都新宿区 新宿1-15-9 さわだビル4階
<p>(相談概要)</p> <p>1.多重債務ほっとラインにお電話ください。 ※全国どこからでも、市内への電話と同じ料金でかけられます。</p> <p>2.お困りの内容をお話してください。内容に応じてアドバイスをいたします。</p> <p>3.電話相談の結果、必要に応じてカウンセリング(面接相談)の予約を受け付けます。 ※相談日時をご予約いただいた後、必要な書類を郵送します。ご記入の上、相談日にご持参ください。</p> <p>お電話で相談に応じるほか、お近くのカウンセリングセンター・相談室でカウンセリング(面接相談)を行っています。</p> <p>電話受付時間 平日10:00～12:40、14:00～16:40 (祝日及び 12/29～1/4を除く)</p> <p>(カウンセリングの申し込みについて)</p> <p>次のような債務に関するご相談の申し込みを受けて、カウンセリングを行っています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.債務が消費者信用の利用により生じたものであること 2.債務が消費生活の必要から生じたものであること 3.債務の弁済意思があること 4.債務の減額、弁済条件の緩和などで弁済できる可能性があること 5.ご本人がカウンセリングセンターや相談室に来所可能なこと(身体の不自由な方はご相談ください) <p>※前橋相談室においては、公共施設の会議室などでカウンセリングを行っています。カウンセリングを行う場所をご予約の際にお知らせします。</p>		

サラ金・多重債務の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
事業者向けの相談先		
日本司法支援センター (通称：法テラス) サポートダイヤル	0570-078374	〒164-8721 東京都中野区 本町1-32-2 ハーモニータワー8階
(概要) 法テラスの専門オペレーターが、お問い合わせ内容に応じて、法制度や相談機関・団体等を紹介します。 受付時間 平日9:00~21:00、土曜日9:00~17:00 (祝日を除く)		
法テラス群馬法律事務所	0503383-5399	〒371-0022 前橋市千代田町2-5-1 前橋テルサ5階
(概要) 誰に相談したらいい？ 弁護士、司法書士の費用が心配。 こんなこと聞いていいのかな？ 犯罪の被害にあってしまった… ・収入資産が一定基準以下の方が対象です。 ・事前の電話予約をお願いしています。 ・相談時間は、30分ほどです。 ・相談回数には限りがあります。 ・相談時間 平日13:00~16:00 (祝日を除く) ・相談の内容 一般相談(離婚・相続・損害賠償・金銭トラブル・不動産など民事全般)、クレジット・サラ金相談		
日本弁護士連合会 ひまわり中小企業 センター	0570-001-240 (ひまわりほっと ダイヤル)	/
(概要) 中小企業の皆様にとって弁護士がより身近で頼りがいのある存在となれるよう、皆様が利用しやすい相談態勢を整備し、法律の専門家としてのスキルアップを図り、他の中小企業関連機関と連携しながら様々な施策を立案・実行することのできる組織として、ひまわり中小企業センターを設置しました。 「ひまわりほっとダイヤル」の全国共通電話番号「0570-001-240」に電話をすると、地域の弁護士会の専用窓口でお電話をお受けし、折り返しの電話で弁護士との面談予約ができます。初回面談30分無料相談を実施中です。 受付時間 平日10:00~12:00、13:00~16:00 (祝日を除く)		

サラ金・多重債務の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
群馬弁護士会 無料電話相談 ガイド	027-233-9333 (専用電話番号)	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館
<p>(概要) 受付時間 平日13:00～16:00 約10分間の無料電話相談ガイドを実施 弁護士に相談するような問題なのかよく分からない、という場合などにお気軽にご利用下さい。 なお、電話での相談という性質や時間の制約から、問題解決の方向性を示すのみで、実際に問題が解決するような法的助言はできない場合が数多くあります。 あらかじめ、ご了承ください。</p>		
群馬弁護士会 法律相談センター	027-234-9321 (予約専用電話番号)	〒371-0026 前橋市大手町3-6-6 群馬弁護士会館
<p>(相談概要) ご相談の際は、事前に電話予約をお願いしています。 30分あたり、5,400円(税込)の相談料がかかります。 ただし、 ●破産、債務整理の相談 については、初回相談料を無料とさせて頂いています。 相談日 月曜日～土曜日 13:00～16:00 相談会場 群馬弁護士会館 県民法律センター ※高崎、太田、桐生、吾妻、沼田・利根、伊勢崎の各支部においても、定例相談所を開設しています。</p>		
群馬司法書士会	027-221-0150	〒371-0023 前橋市本町1-5-4 群馬司法書士会館
<p>(相談概要-無料電話相談) 相続をはじめ、登記や借金、成年後見についての問題 受付時間 平日10:00～16:00、第2・第4土曜日13:00～16:00 (祝日を除く)</p>		
<p>(相談概要-無料面談相談) 受付時間 第2・第4土曜日13:00～16:00 相談会場 群馬司法書士会館 受付時間 第2土曜日13:00～16:00 相談会場 太田商工会議所(〒373-8521 太田市浜町3-6 太田商工会議所会館2階)</p>		